

議案第 78 号

箱根町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町介護保険条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

「箱根町介護保険条例(平成 12 年箱根町条例第 6 号)」から町独自基準項目を削除し、平成 24 年度に制定した「箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年箱根町条例第 23 号)」及び「箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年箱根町条例第 24 号)」の 2 つの条例に、「箱根町介護保険条例」から削除した町独自基準項目を追加するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町介護保険条例等の一部を改正する条例

第 1 条 箱根町介護保険条例(平成 12 年箱根町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

### 第 4 条 削除

第 2 条 箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年箱根町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次中「第 3 条」を「第 3 条の 2」に、「基本方針(第 150 条)」を「基本方針等(第 150 条・第 150 条の 2)」に改める。

第 1 条中「以下「法」という。)」の次に「第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(指定地域密着型サービス事業者の資格)

第 3 条の 2 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人であること。

(2) 法人の役員等(法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。)が箱根町暴力団排除条例(平成 23 年箱根町条例第 12 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。

第 61 条第 4 項中「箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を「箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に改める。

第 8 章第 1 節の節名中「基本方針」を「基本方針等」に改める。

第 8 章第 1 節中第 150 条の次に次の 1 条を加える。

(入所定員)

第 150 条の 2 法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める定員は、29 人以下とする。

第 3 条 箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年箱根町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箱根町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次中「第 3 条」を「第 3 条の 2」に改める。

第 1 条中「以下「法」という。）」の次に「第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法」を加える。

第 1 章中第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格)

第 3 条の 2 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人であること。

(2) 法人の役員等(法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。)が箱根町暴力団排除条例(平成 23 年箱根町条例第 12 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。

第 5 条第 4 項中「箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「箱根町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第 16 条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」と

いう。)第 30 条第 9 号」を「箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26 年箱根町条例第〇号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第 33 条第 9 号」に改める。

第 67 条第 2 号中「指定介護予防支援等基準第 30 条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第 33 条各号」に、「指定介護予防支援等基準第 31 条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第 34 条各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。